3 加古川市生活援助型訪問サービス サービスコード表(令和6年4月1日~令和6年5月31日まで)

サービ	スコード 項目	サービス内容略称			算定項目		合成 単位数	算定単位
A2	1131	訪問型独自サービス/311	イ 1週当たりの標準的 な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合(※1月に4回を超える場合) 894単位		894	1月につき	
A2	1231	訪問型独自サービス/312		(2)1週に2回程度の場合(※1月に8回を超える場合) 1,783単		1,783単位	1,783	
A2	1341	訪問型独自サービス/313		(3)1週に2回を超える程度の場合(※1月に12回を超える場合)		2,828単位	2,828	
A2	2431	訪問型独自サービス/321	ロ 1月当たりの回数を 定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合(※月当たり上限2,828単位)		218単位	218	1回につき
A2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/311	高齢者虐待防止措置 未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/312			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	
A2	C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/313			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	
A2	C236	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/321		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利 用者等にサービスを行	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外	・ トの同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	う場合	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が	の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算/3	ハ初回加算			200単位加算	200	1月につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算I	二 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 137/1000加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	チ 介護職員等特定処遇	遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 63/1000加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	リ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の 24/1000加算					